

事 務 連 絡
令和6年10月7日

関係団体の長 殿

島根労働局労働基準部長
(公印省略)

労働者死傷病報告の改正に係る周知について (依頼)

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）により、労働者死傷病報告については、その報告事項を改正するとともに、事業者からの報告を原則として電子申請とすることを義務付け、令和7年1月1日から施行することとされております。

同報告については、事業場の規模や業種を問わず適用され、影響を受ける関係者が非常に多いことから、通常の法令改正とは異なり、その周知を尽くす必要がありますので、傘下事業場等に広く周知いただきますよう何卒ご協力をお願いいたします。